

令和2年第4回富山県教育委員会議事日程

3月18日（水）午後5時00分

教育委員会室

1 議決事項

議案第8号 富山県立学校文書管理規程一部改正の件

議案第9号 生活指導主事設置要綱一部改正の件

2 報告事項

(1) 臨時代理について（令和2年2月富山県議会定例会に付議する事案に対する意見に関する件）

(2) 富山県立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針(案)について

(3) 令和2年度富山県立学校入学者選抜の合格状況等について

3 その他

今後の教育委員会等の日程について

4 議決事項

議案第10号 事務局職員の人事異動に関する件

議案第8号

富山県立学校文書管理規程一部改正の件

富山県立学校文書管理規程の一部を次のように改正する。

令和2年3月18日 提出

富山県教育委員会

教育長 伍 嶋 二美男

富山県立学校文書管理規程の一部を改正する訓令

富山県立学校文書管理規程（平成4年富山県教育委員会訓令第6号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「 富 山 県 立 泊 高 等 学 校	泊高
富 山 県 立 入 善 高 等 学 校	入高

を

「 富 山 県 立 入 善 高 等 学 校	入高
-----------------------	----

に、

「 富 山 県 立 富 山 南 高 等 学 校	富南高
富 山 県 立 水 橋 高 等 学 校	水橋高

を

「 富 山 県 立 富 山 南 高 等 学 校	富南高
-------------------------	-----

に、

「 富 山 県 立 高 岡 高 等 学 校	高岡高
富 山 県 立 高 岡 西 高 等 学 校	高西高

を

「 富 山 県 立 高 岡 高 等 学 校	高岡高
-----------------------	-----

に、

「 富 山 県 立 南 砺 福 野 高 等 学 校	福高
富 山 県 立 南 砺 福 光 高 等 学 校	福光高

を

「 富 山 県 立 南 砺 福 野 高 等 学 校	福高
---------------------------	----

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令による改正前の別表第2の規定は、令和2年3月31日に富山県立泊高等学校、富山県立水橋高等学校、富山県立高岡西高等学校及び富山県立南砺福光高等学校に在学する者が当該学校に在学しなくなる日までの間、なおその効力を有する。

(教・教育企画課)

別表第2	富山県立泊高等学校
別表第2	富山県立水橋高等学校
別表第2	富山県立高岡西高等学校
別表第2	富山県立南砺福光高等学校
別表第2	富山県立砺波高等学校
別表第2	富山県立富山高等学校
別表第2	富山県立魚津高等学校
別表第2	富山県立津幡高等学校
別表第2	富山県立小矢野高等学校
別表第2	富山県立白川高等学校
別表第2	富山県立黒部高等学校
別表第2	富山県立宇奈月高等学校
別表第2	富山県立野々原高等学校
別表第2	富山県立高岡第一高等学校
別表第2	富山県立高岡第二高等学校
別表第2	富山県立高岡第三高等学校
別表第2	富山県立高岡第四高等学校
別表第2	富山県立高岡第五高等学校
別表第2	富山県立高岡第六高等学校
別表第2	富山県立高岡第七高等学校
別表第2	富山県立高岡第八高等学校
別表第2	富山県立高岡第九高等学校
別表第2	富山県立高岡第十高等学校
別表第2	富山県立高岡第十一高等学校
別表第2	富山県立高岡第十二高等学校
別表第2	富山県立高岡第十三高等学校
別表第2	富山県立高岡第十四高等学校
別表第2	富山県立高岡第十五高等学校
別表第2	富山県立高岡第十六高等学校
別表第2	富山県立高岡第十七高等学校
別表第2	富山県立高岡第十八高等学校
別表第2	富山県立高岡第十九高等学校
別表第2	富山県立高岡第二十高等学校
別表第2	富山県立高岡第二十一高等学校
別表第2	富山県立高岡第二十二高等学校
別表第2	富山県立高岡第二十三高等学校
別表第2	富山県立高岡第二十四高等学校
別表第2	富山県立高岡第二十五高等学校
別表第2	富山県立高岡第二十六高等学校
別表第2	富山県立高岡第二十七高等学校
別表第2	富山県立高岡第二十八高等学校
別表第2	富山県立高岡第二十九高等学校
別表第2	富山県立高岡第三十高等学校
別表第2	富山県立高岡第三十一高等学校
別表第2	富山県立高岡第三十二高等学校
別表第2	富山県立高岡第三十三高等学校
別表第2	富山県立高岡第三十四高等学校
別表第2	富山県立高岡第三十五高等学校
別表第2	富山県立高岡第三十六高等学校
別表第2	富山県立高岡第三十七高等学校
別表第2	富山県立高岡第三十八高等学校
別表第2	富山県立高岡第三十九高等学校
別表第2	富山県立高岡第四十高等学校
別表第2	富山県立高岡第四十一高等学校
別表第2	富山県立高岡第四十二高等学校
別表第2	富山県立高岡第四十三高等学校
別表第2	富山県立高岡第四十四高等学校
別表第2	富山県立高岡第四十五高等学校
別表第2	富山県立高岡第四十六高等学校
別表第2	富山県立高岡第四十七高等学校
別表第2	富山県立高岡第四十八高等学校
別表第2	富山県立高岡第四十九高等学校
別表第2	富山県立高岡第五十高等学校
別表第2	富山県立高岡第五十一高等学校
別表第2	富山県立高岡第五十二高等学校
別表第2	富山県立高岡第五十三高等学校
別表第2	富山県立高岡第五十四高等学校
別表第2	富山県立高岡第五十五高等学校
別表第2	富山県立高岡第五十六高等学校
別表第2	富山県立高岡第五十七高等学校
別表第2	富山県立高岡第五十八高等学校
別表第2	富山県立高岡第五十九高等学校
別表第2	富山県立高岡第六十高等学校
別表第2	富山県立高岡第六十一高等学校
別表第2	富山県立高岡第六十二高等学校
別表第2	富山県立高岡第六十三高等学校
別表第2	富山県立高岡第六十四高等学校
別表第2	富山県立高岡第六十五高等学校
別表第2	富山県立高岡第六十六高等学校
別表第2	富山県立高岡第六十七高等学校
別表第2	富山県立高岡第六十八高等学校
別表第2	富山県立高岡第六十九高等学校
別表第2	富山県立高岡第七十高等学校
別表第2	富山県立高岡第七十一高等学校
別表第2	富山県立高岡第七十二高等学校
別表第2	富山県立高岡第七十三高等学校
別表第2	富山県立高岡第七十四高等学校
別表第2	富山県立高岡第七十五高等学校
別表第2	富山県立高岡第七十六高等学校
別表第2	富山県立高岡第七十七高等学校
別表第2	富山県立高岡第七十八高等学校
別表第2	富山県立高岡第七十九高等学校
別表第2	富山県立高岡第八十高等学校
別表第2	富山県立高岡第八十一高等学校
別表第2	富山県立高岡第八十二高等学校
別表第2	富山県立高岡第八十三高等学校
別表第2	富山県立高岡第八十四高等学校
別表第2	富山県立高岡第八十五高等学校
別表第2	富山県立高岡第八十六高等学校
別表第2	富山県立高岡第八十七高等学校
別表第2	富山県立高岡第八十八高等学校
別表第2	富山県立高岡第八十九高等学校
別表第2	富山県立高岡第九十高等学校
別表第2	富山県立高岡第九十一高等学校
別表第2	富山県立高岡第九十二高等学校
別表第2	富山県立高岡第九十三高等学校
別表第2	富山県立高岡第九十四高等学校
別表第2	富山県立高岡第九十五高等学校
別表第2	富山県立高岡第九十六高等学校
別表第2	富山県立高岡第九十七高等学校
別表第2	富山県立高岡第九十八高等学校
別表第2	富山県立高岡第九十九高等学校
別表第2	富山県立高岡第一百高等学校

富山県立学校文書管理規程の一部を改正する訓令案要綱

教育企画課

項 目	説 明
1 改正の趣旨、必要性等	令和2年4月に実施される県立高校の再編に伴い、対象となる高校に係る規定において、所要の改正を行うもの
2 訓令案の内容	<p>1 改正内容 県立高校8校の再編に伴う新高校4校の設置に伴い、文書記号の変更の改正を行うもの（別表第2関係）</p> <p>2 施行期日等 (1) 施行期日 令和2年4月1日 (2) 経過措置 この訓令による改正前の別表第2の規定は、令和2年3月31日に富山県立泊高等学校、富山県立水橋高等学校、富山県立高岡西高等学校及び富山県立南砺福光高等学校に在学する者が当該学校に在学しなくなる日までの間、なおその効力を有する。</p>
3 他の規程等との関連	<ul style="list-style-type: none"> ・富山県立高等学校等設置条例 ・富山県立高等学校等の課程、学科等の設置等に関する規則 ・富山県立高等学校通学区域設定規則 すでに改正済み
4 審議、調整、予算化等の状況	特になし

富山県立学校文書管理規程の一部を改正する訓令案新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考																																																				
第1条～60条 略 別表第1 略 別表第2 (第24条関係) 学校の公文書の記号	第1条～60条 略 別表第1 略 別表第2 (第24条関係) 学校の公文書の記号																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>学校の名称</th> <th>記号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>富山県立泊高等学校</td> <td>泊高</td> </tr> <tr> <td>富山県立入善高等学校</td> <td>入高</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>富山県立富山南高等学校</td> <td>富南高</td> </tr> <tr> <td>富山県立水橋高等学校</td> <td>水橋高</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>富山県立高岡高等学校</td> <td>高岡高</td> </tr> <tr> <td>富山県立高岡西高等学校</td> <td>高西高</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>富山県立南砺福野高等学校</td> <td>福高</td> </tr> <tr> <td>富山県立南砺福光高等学校</td> <td>福光高</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	学校の名称	記号	富山県立泊高等学校	泊高	富山県立入善高等学校	入高	(略)	(略)	富山県立富山南高等学校	富南高	富山県立水橋高等学校	水橋高	(略)	(略)	富山県立高岡高等学校	高岡高	富山県立高岡西高等学校	高西高	(略)	(略)	富山県立南砺福野高等学校	福高	富山県立南砺福光高等学校	福光高	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>学校の名称</th> <th>記号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(削る)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>富山県立入善高等学校</td> <td>入高</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>富山県立富山南高等学校</td> <td>富南高</td> </tr> <tr> <td>(削る)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>富山県立高岡高等学校</td> <td>高岡高</td> </tr> <tr> <td>(削る)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>富山県立南砺福野高等学校</td> <td>福高</td> </tr> <tr> <td>(削る)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	学校の名称	記号	(削る)		富山県立入善高等学校	入高	(略)	(略)	富山県立富山南高等学校	富南高	(削る)		(略)	(略)	富山県立高岡高等学校	高岡高	(削る)		(略)	(略)	富山県立南砺福野高等学校	福高	(削る)		(略)	(略)	泊高等学校と入善高等学校を再編統合し、入善高等学校を設置するもの 富山北部高等学校と水橋高等学校を再編統合し、富山北部高等学校を設置するもの 高岡高等学校と高岡西高等学校を再編統合し、高岡高等学校を設置するもの 南砺福野高等学校と南砺福光高等学校を再編統合し、南砺福野高等学校を設置するもの
学校の名称	記号																																																					
富山県立泊高等学校	泊高																																																					
富山県立入善高等学校	入高																																																					
(略)	(略)																																																					
富山県立富山南高等学校	富南高																																																					
富山県立水橋高等学校	水橋高																																																					
(略)	(略)																																																					
富山県立高岡高等学校	高岡高																																																					
富山県立高岡西高等学校	高西高																																																					
(略)	(略)																																																					
富山県立南砺福野高等学校	福高																																																					
富山県立南砺福光高等学校	福光高																																																					
(略)	(略)																																																					
学校の名称	記号																																																					
(削る)																																																						
富山県立入善高等学校	入高																																																					
(略)	(略)																																																					
富山県立富山南高等学校	富南高																																																					
(削る)																																																						
(略)	(略)																																																					
富山県立高岡高等学校	高岡高																																																					
(削る)																																																						
(略)	(略)																																																					
富山県立南砺福野高等学校	福高																																																					
(削る)																																																						
(略)	(略)																																																					
様式第1号～10号 略	様式第1号～10号 略																																																					

議案第9号

生活指導主事設置要綱一部改正の件

生活指導主事設置要綱（昭和38年富山県教育委員会告示第8号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月18日 提出

富山県教育委員会

教育長 伍 嶋 二 美 男

生活指導主事設置要綱の一部改正について

生活指導主事設置要綱（昭和38年富山県教育委員会告示第8号）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から施行する。

第1中「生徒」を「児童生徒」に改める。

第2中「生徒」を「児童生徒」に改め、「5 生活指導中心校（カウンセリングセンター）について長期の指導及び援助をする。」を削り、「6」を「5」に改める。

第3中「中学校」を「小学校、中学校、義務教育学校」に改める。

第4を次のように改める。

第4 生活指導主事の配置

生活指導主事は、原則として教育事務所に置くものとする。

生活指導主事設置要綱の一部改正

教育企画課

項 目	説 明
1 改正の趣旨、必要性等	県内における義務教育学校の設置（令和2年4月に「高岡市立国吉義務教育学校」及び「氷見市立西の杜学園」が開校予定）に伴い、所要の改正を行うもの
2 要綱案の内容	<p>1 改正内容</p> <p>(1) 県内における義務教育学校の設置に伴い、生活指導主事の設置基準に義務教育学校を追加</p> <p>(2) その他規定整備</p> <p>2 施行期日 令和2年4月1日</p>
3 他の規程等との関連	特になし
4 審議、調整、予算化等の状況	特になし

生活指導主事の設置要綱 新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>○生活指導主事設置要綱</p> <p>第1 生活指導主事の設置</p> <p>学校教育における生活指導についてその指導理念を確立し、指導方法を改善充実するとともに、指導組織及び指導体制の整備強化を図り、もつて<u>生徒</u>に対する生活指導を積極的に実施するため、生活指導主事を設置する。</p> <p>第2 生活指導主事の職務</p> <p>1 略</p> <p>2 学校における生活指導の方法の改善について指導又は助言し、必要に応じて直接<u>生徒</u>の面接相談にあたる。</p> <p>3、4 略</p> <p>5 <u>生活指導センター（カウンセリングセンター）</u> について長期の指導及び助言をする。</p> <p>6 生活指導について家庭、社会教育、福祉厚生、警察及び保護等の関係機関及び地域社会との連携をはかる。</p> <p>第3 生活指導主事の設置基準</p> <p>生活指導主事は、生活指導について相当の知識経験を有する<u>中学校又は高等学校</u>の教諭をもつてあてて。</p> <p>第4 生活指導主事の配置</p> <p>生活指導主事は、原則として<u>学校、教育事務所又は市町村教育委員会</u>に置くものとし、その設置、担当区域及び運営等については、別に<u>教育長の定めるところによる。</u></p>	<p>○生活指導主事設置要綱</p> <p>第1 生活指導主事の設置</p> <p>学校教育における生活指導についてその指導理念を確立し、指導方法を改善充実するとともに、指導組織及び指導体制の整備強化を図り、もつて<u>児童生徒</u>に対する生活指導を積極的に実施するため、生活指導主事を設置する。</p> <p>第2 生活指導主事の職務</p> <p>1 略</p> <p>2 学校における生活指導の方法の改善について指導又は助言し、必要に応じて直接<u>児童生徒</u>の面接相談にあたる。</p> <p>3、4 略</p> <p>削る</p> <p>5 生活指導について家庭、社会教育、福祉厚生、警察及び保護等の関係機関及び地域社会との連携をはかる。</p> <p>第3 生活指導主事の設置基準</p> <p>生活指導主事は、生活指導について相当の知識経験を有する<u>小学校、中学校、義務教育学校又は高等学校</u>の教諭をもつてあてて。</p> <p>第4 生活指導主事の配置</p> <p>生活指導主事は、原則として<u>教育事務所</u>に置くものとする。</p>	<p>規定整備</p> <p>規定整備</p> <p>規定整備</p> <p>繰り上げ</p> <p>県内における義務教育学校の設置に伴い、設置基準に義務教育学校を追加するもの</p> <p>規定整備</p>

臨時代理について（報告）

下記のとおり臨時代理したので、教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和34年富山県教育委員会規則第6号）第4条第2項の規定に基づき報告します。

令和2年3月18日 提 出

富山県教育委員会
教育長 伍 嶋 二 美 男

記

令和2年2月富山県議会定例会に付議する事案に対する意見に関する件

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により知事から意見聴取のあった令和2年2月富山県議会定例会に付議する事案については、同意するものとする。

以上、教育長に対する事務委任等に関する規則第3条の規定により臨時代理する。

令和2年3月17日

富山県教育委員会
教育長 伍 嶋 二 美 男

財 第 137 号
令和2年3月17日

富山県教育委員会
教育長 伍嶋 二美男 殿

富山県知事 石 井 隆



富山県議会に付議する事案に対する意見について

令和2年2月富山県議会定例会に付議する次の事案のうち、教育事務に関する部分について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

- 1 令和元年度富山県一般会計補正予算（第6号）
- 2 令和2年度富山県一般会計補正予算（第1号）

令和元年度2月補正予算【3月19日提案分】（案）総括表

教育委員会

1 一般会計

単位：千円

区 分		既定予算額	補正予算額	計	構 成 比	既定予算に対する伸び率 (事業費ベース)
教育総務費	事業費	2,766,003	690	2,766,693	3.9%	0.0%
	給与費	917,307	0	917,307		
	計	3,683,310	690	3,684,000		
小学校費	事業費	0	0	0	34.0%	-
	給与費	32,197,203	0	32,197,203		
	計	32,197,203	0	32,197,203		
中学校費	事業費	0	0	0	20.3%	-
	給与費	19,243,754	0	19,243,754		
	計	19,243,754	0	19,243,754		
高等学校費	事業費	7,403,842	0	7,403,842	29.5%	0.0%
	給与費	20,477,755	0	20,477,755		
	計	27,881,597	0	27,881,597		
特別支援 学校費	事業費	845,136	0	845,136	10.3%	0.0%
	給与費	8,902,198	0	8,902,198		
	計	9,747,334	0	9,747,334		
社会教育費	事業費	773,455	0	773,455	1.4%	0.0%
	給与費	595,016	0	595,016		
	計	1,368,471	0	1,368,471		
保健体育費	事業費	360,351	1,045	361,396	0.5%	0.3%
	給与費	110,381	0	110,381		
	計	470,732	1,045	471,777		
合 計	事業費	12,148,787	1,735	12,150,522	100.0%	0.0%
	給与費	82,443,614	0	82,443,614		
	計	94,592,401	1,735	94,594,136		

2 繰越明許費補正

(1) 追加

単位：千円

款	項	事業名	金額
教育費	教育総務費	幼児教育振興費	690
	保健体育費	食育推進事務費	1,045

令和元年度2月補正予算【3月19日提案分】一覧表

1 一般会計

(単位:千円)

室課名	事業名	提案 見込額	財源内訳			備 考
			国支出金	その他	一般財源	
小中学校課	幼児教育振興費	690	補 690			公立幼稚園へマスク等を配布する市町村に対する支援
保健体育課	食育推進事務費	1,045		雑 783	262	特別支援学校の臨時休校による給食中止に伴う食材キャンセル費用等
事業費計		1,735	690	783	262	

※注)補:補助金 雑:雑入

令和2年度2月補正予算【3月19日提案分】（案）総括表

教育委員会

1 一般会計

単位：千円

区 分		既定予算額	補正予算額	計	構成比	既定予算に対する伸び率 (事業費ベース)
教育総務費	事業費	2,186,093	8,500	2,194,593	3.3%	0.4%
	給与費	888,940	0	888,940		
	計	3,075,033	8,500	3,083,533		
小学校費	事業費	216,580	0	216,580	34.3%	-
	給与費	32,044,028	0	32,044,028		
	計	32,260,608	0	32,260,608		
中学校費	事業費	188,224	0	188,224	20.2%	-
	給与費	18,826,615	0	18,826,615		
	計	19,014,839	0	19,014,839		
高等学校費	事業費	7,089,551	0	7,089,551	29.8%	0.0%
	給与費	20,934,025	0	20,934,025		
	計	28,023,576	0	28,023,576		
特別支援 学校費	事業費	958,161	0	958,161	10.4%	0.0%
	給与費	8,791,363	0	8,791,363		
	計	9,749,524	0	9,749,524		
社会教育費	事業費	745,908	0	745,908	1.4%	0.0%
	給与費	561,811	0	561,811		
	計	1,307,719	0	1,307,719		
保健体育費	事業費	352,071	0	352,071	0.5%	0.0%
	給与費	133,857	0	133,857		
	計	485,928	0	485,928		
合 計	事業費	11,736,588	8,500	11,745,088	100.0%	0.1%
	給与費	82,180,639	0	82,180,639		
	計	93,917,227	8,500	93,925,727		

令和2年度2月補正予算(3月19日提案分)一覧表

1 一般会計

(単位:千円)

室課名	事業名	提案 見込額	財源内訳			備 考
			国支出金	その他	一般財源	
小中学 校課	幼児教育振興費	8,500	補 8,500			公立幼稚園へマスク等を配布する市町村に対する支援
事業費計		8,500	8,500			

※注) 補: 補助金

1 方針の趣旨

県立学校の教育職員が疲労や過度な心的負担を蓄積して健康を損なうことなく、自らの専門性を高め、児童生徒に対してより充実した教育を実践することができるよう、教育職員の業務を行う時間の上限と県教育委員会が講ずべき措置等について、**※** 条例の委任を受けた教育委員会規則で定めるもの（別紙参照）

※改正後の富山県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例

2 対象の範囲

方針に掲げる措置は、富山県立学校に勤務する教育職員全てを対象とする。

3 業務を行う時間の上限

(1) 方針における「勤務時間」の考え方

教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間を「在校等時間」として管理すべき対象とし、具体的には、在校している時間を基本とし、当該時間に校外での業務を加え、自己研鑽等の業務外の時間、休憩時間を除いた時間を「在校等時間」とする。

(2) 上限時間の原則

- ア 1箇月時間外在校等時間 45時間
- イ 1年間時間外在校等時間 360時間

(3) 児童生徒等に係る臨時的な特別の事情がある場合の上限時間

- ア 1箇月時間外在校等時間 100時間未満
- イ 1年間時間外在校等時間 720時間
- ウ 1年のうち1箇月時間外在校等時間が45時間を超える月数 6月
- エ 連続する2箇月、3箇月、4箇月、5箇月及び6箇月のそれぞれの期間について、各月の1箇月時間外在校等時間の1箇月当たりの平均時間 80時間

上限時間等については、
改正給特法に基づく
国の指針に準拠。

4 県教育委員会が講ずべき措置

- (1) 富山県出退勤管理システムの記録等による教育職員が在校している時間の客観的な計測等
- (2) 休憩時間や休日の確保等に関する労働基準法等の規定の遵守
- (3) 教育職員の健康及び福祉の確保
- (4) 方針を踏まえた各県立学校における取組の実施状況の把握、また把握した状況を踏まえた校等時間の長時間化を防ぐための業務の分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の取組の実施、上限時間の範囲を超えた場合の業務や環境整備等の事後的な検証
- (5) 保護者及び地域住民に対する方針の内容の周知

5 留意事項

(1) 上限時間について

在校等時間の長時間化を防ぐための取組を講ずることなく、学校や教育職員に対し、上限時間を遵守することを求めるのみであってはならない。

(2) 虚偽の記録等について

教育職員の在校等時間について形式的に上限時間の範囲内とすることが目的化し、真に必要な活動であるものをおろそかにすること、実際の時間より短い虚偽の時間を記録し、又は記録させることがあってはならない。

(3) 持ち帰り業務について

本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であり、上限時間を遵守することのみを目的として自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避けなければならない。

富山県立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針について

公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン(H31.1.25 文科省)



1 給特法の改正 R1.12.11公布 (第7条関係はR2.4.1施行)

第7条第1項

文部科学大臣は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針を定めるものとする。

2 文部科学大臣が指針を策定 R2.1.17告示 ... 上限ガイドラインを法的根拠のある「指針」に格上げ

第4 服務監督教育委員会が講ずべき措置

服務監督教育委員会は以下の措置を講ずべきものとする。

- (1) 本指針を参考にしながら、その所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針(以下「上限方針」という。)を教育委員会規則等において定めること。

3 教育委員会規則の改正 R2.4.1施行(予定)

<規則で定められる事項>

- (1) 業務を行う時間の上限時間
- (2) 臨時的な特別の事情がある場合の超過勤務の上限時間
- (3) 業務量の適切な管理、健康・福祉の確保を図るため必要な事項

上限方針

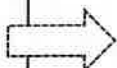
給特法
第7条
→ (文科大臣は)
管理、措置に関する
指針を定める



文科大臣の指針
第4
→ (県・市教委は)教委規則で
上限方針を定める

参考にしながら

県条例での位置付け
(実効性を高める)
※富山県義務教育諸学校等の
教育職員の給与等に関する
特別措置条例の一部改正



県・市の教委規則
<上限方針を規定>
①業務を行う時間の上限時間
②特別の事情がある場合の
上限時間
③その他の必要な事項
※教育長が別に定める

上限方針

制定状況や取組状況を文科省が公表

富山県教育委員会において令和2年度に新規・拡充する主な取組

1 管理職をはじめとする教職員の意識改革

- 管理職に加え、管理職以外の教員についても目標達成度評価の目標設定区分に、業務改善の項目を設定 **新規**
 - ▶ 管理職については平成30年度より業務改善の項目を設定済
- 学校閉庁日及びノー残業デーを実施 **新規**
 - ▶ 全県立学校で、長期休業中に新たに学校閉庁日を設定
 - ▶ 全県立学校で、学校の事情に応じてノー残業デーを新たに設定

2 業務の合理化の促進

- とやま学校多忙化解消推進委員会の継続設置 **拡充**
 - ▶ とやま学校多忙化解消推進委員会を継続開催し、教育委員会、学校の取組状況等の検証
- 電話設備自動応答システムの配備 **新規**
 - ▶ 全県立学校に、時間外の外部からの電話に自動で応答するシステムを配備
- 教員研修の整理合理化 **新規**
 - ▶ 県教委主催の教員研修(県立高校教員対象)について、その一部を教員免許状更新講習に位置付け等

3 教育の充実を行うための体制整備

- 教員の働き方改革の普及啓発 **新規**
 - ▶ 教員の勤務状況や働き方改革の必要性、取組等を記したリーフレットの作成
 - ▶ 校長OB等が企業や関係団体を訪問し、理解や協力を要請 …企業50社を訪問予定
 - ▶ 教員志望者に、教員の仕事の魅力を伝える働きかけ
- 小中学校巡回指導員の配置 **拡充**
 - ▶ 通級指導教室の指導の充実や「個別の教育支援計画」の活用等に向けた助言等の支援 …令和元年度(2名)から2名の増員 (計4名、東部・西部に2名ずつ配置)
- 特別支援学校就労応援コーディネーターの配置 **拡充**
 - ▶ 令和元年度(2名×140日)から1人あたり40日の拡大 (計2名×180日)
- スクールロイヤールの活用 **新規**
 - ▶ 弁護士が学校のいじめや虐待の諸問題の指導助言を行い、法的側面から支援
 - ▶ 東西両教育事務所に各1名の弁護士を配置
- 小中連携型スクールカウンセラーの配置時間 **拡充**
 - ▶ 令和元年度(1h/週 47校)のうち、16校で週2時間に拡大 (計2h/週 16校、1h/週 31校)
- スクールサポートスタッフの配置 **拡充**

	H30	H31	R2
国予算推移	3,000人	3,600人	4,600人
県予算	30人	36人	46人

 - ▶ 小・中学校 … R1:36人 → R2:46人 (+10人)
 - ▶ 高等学校 … R1:20人 → R2:53人 (+33人)
- ICT機器の配備 **新規** **拡充**
 - ▶ 県立学校教員に対し指導者(教員)用端末を1人1台配備、指導者用デジタル教科書を導入
 - ▶ 県立高校の職業学科及び特別支援学校(小中学部)の生徒用端末の1人1台配備

4 部活動の負担軽減と教職員の健康管理

- 部活動指導員の配置 **拡充**

	H30	H31	R2
国予算推移	4,500人分	9,000人分	10,200人分
県予算	中学	72人	91人
	高校	10人	20人

 - ▶ 中学校 … R1:72人 → R2:91人 (+19人)
 - ▶ 高等学校 … R1:20人 → R2:26人 (+6人)
- 部活動における実習助手による生徒の単独引率の実施 **新規**

国の指針	富山県立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針の内容(案)
<p style="text-align: center;">公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針</p> <p>目次 第1 趣旨 第2 対象の範囲 第3 業務を行う時間の上限 第4 服務監督教育委員会が講ずべき措置 第5 留意事項 (1) 上限時間について (2) 虚偽の記録等について (3) 持ち帰り業務について (4) 都道府県等が講ずべき措置について (5) 文部科学省の取組について 附則</p> <p>第1 趣旨 近年、我が国の教育職員（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。以下「給特法」という。）第2条第2項に規定する教育職員をいう。以下同じ。）の業務が長時間に及ぶ深刻な実態が明らかになっており、持続可能な学校教育の中で効果的な教育活動を行うためには、学校における働き方改革が急務となっている。また、平成30年7月に公布された働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）により、労働基準法（昭和22年法律第49号）第36条第1項の協定（以下「36協定」という。）について時間外労働の限度時間が規定された。 公立学校の教育職員については、正規の勤務時間（給特法第6条第1項に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。）外に行われる公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令（平成15年政令第484号）第2号に掲げる業務（以下「超勤4項目」という。）以外の業務については、時間外勤務（同令第1号に規定する時間外勤務をいう。以下同じ。）を命じないものとされているが、正規の勤務時間外に校務として行われる業務については、当該業務が時間外勤務を命じられて行うものでないとしても学校教育活動に関する業務であることについて正規の勤務時間内に行われる業務と変わりはなく、こうした業務も含めて教育職員が業務を行う時間を管理することが、学校における働き方改革を進める上で必要不可欠である。 このような状況を踏まえ、給特法第7条第1項の規定に基づき、公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針を定める。</p> <p>第2 対象の範囲 (1) 本指針は、給特法第2条に規定する義務教育諸学校等の教育職員のサービスを監督する教育委員会（以下「服務監督教育委員会」という。）の全てを対象とする。 (2) 本指針に掲げる措置は、給特法第2条第2項に規定する教育職員全てを対象とするものとする。なお、それ以外の職員（事務職員、学校栄養職員等）については、36協定における時間外労働の限度時間が適用されることに留意すべきである。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 20px;"> <p>R2. 2. 18 第3回とやま学校多忙化解消推進委員会 で了承済。 ※第1回：R元. 11. 5 第2回：R2. 1. 20 計3回開催</p> </div> <p>第1 趣旨 <u>子どもの教育を司る教員の使命は、児童生徒に向き合い、子どもの持つ力を伸ばし、子どもの可能性を広げることにある。また昨今、教育には、子どもたちが変化の激しいこれからの社会において、自立した個人として、心豊かにたくましく生き抜いていく力を培うことが求められている。そのために、教員には教科等に関する専門的な知識のほか、広く豊かな教養や社会の変化に適応するための資質能力が求められており、教員は絶えず研究と修養に努める責務を負う。</u> <u>しかしながら、社会の変化に伴い、学校が抱える課題が複雑化、多様化し、教員の長時間勤務の看過できない実態が明らかになっている。教員の多忙化により、児童生徒と向き合う時間、研究修養により資質能力を高める時間が不足し、教員がその使命と職責を十分に全うできなくなる状況が生じている。</u> <u>富山県立学校の教育職員については、正規の勤務時間（富山県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例第6条第1項に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。）外に行われる同条例第6条第2項に掲げる業務（以下「超勤4項目」という。）以外の業務については、時間外勤務（同条例第6条第1項に規定する時間外勤務をいう。以下同じ。）を命じないものとされている。</u> <u>現在、本県では、子どもたちを最前線で支える教員が、場合によっては「子どものためであれば長時間勤務も良しとする」働き方により、質の高い教育を維持している。そのような働き方が、時間外勤務を命じられて行うものでないとしても学校教育活動に関する業務であることについて正規の勤務時間内に行われる業務と変わりはなく、今後も子どもたちがより充実した教育を受けるためには、教員の業務を行う時間を管理するとともに、業務の精選、効率化を図り、教員が子どもと向き合う時間、研究修養のための時間を確保し、教員が心身ともに健康で、教員の使命、職責を十分に遂行できる環境を整備することが不可欠である。</u> <u>このような状況を踏まえ、国は公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。以下「給特法」という。）の一部を改正し、給特法第7条第1項の規定に基づき、文部科学大臣は、公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（以下「指針」という。）を定めた。</u> <u>富山県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）は、この指針の定めるところにより、「富山県立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」（以下「方針」という。）を策定し、県立学校の教育職員が疲労や過度な心的負担を蓄積して健康を損なうことなく、自らの専門性を高め、児童生徒に対してより充実した教育を実践することができるよう、教育職員の業務を行う時間の上限と県教育委員会が講ずべき措置等を定めるものである。</u></p> <p>第2 対象の範囲 (1) 方針に掲げる措置は、<u>富山県立学校に勤務する教育職員全てを対象とするものとする。なお、それ以外の職員（事務職員、学校栄養職員等）については、労働基準法（昭和22年法律第49号）第36条第1項の協定における時間外労働の限度時間が適用されることに留意するものとする。</u></p>

国の指針	富山県立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針の内容(案)
<p>第3 業務を行う時間の上限</p> <p>(1) 本指針における「勤務時間」の考え方</p> <p>教育職員は、社会の変化に伴い児童生徒等がますます多様化する中で、語彙、知識、概念がそれぞれ異なる一人一人の児童生徒等の発達段階に応じて、指導の内容を理解させ、考えさせ、表現させるために、言語や指導方法をその場面ごとに選択しながら、適切なコミュニケーションをとって授業の実施をはじめとした教育活動に当たることが期待されている。このような教育職員の専門性や職務の特徴を踏まえ、また、教育職員が超勤4項目以外の業務を行う時間が長時間化している実態も踏まえると、正規の勤務時間外にこうした業務を行う時間も含めて教育職員が働いている時間を適切に把握することが必要である。</p> <p>このため、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を当該教育職員の「在校等時間」とし、服務監督教育委員会が管理すべき対象とする。</p> <p>具体的には、正規の勤務時間外において超勤4項目以外の業務を行う時間も含めて教育職員が在校している時間を基本とし、当該時間に、以下に掲げるイ及びロの時間を加え、ハ及びニの時間を除いた時間を在校等時間とする。ただし、ハについては、当該教育職員の申告に基づくものとする。</p> <p>イ 校外において職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間として服務監督教育委員会が外形的に把握する時間</p> <p>ロ 各地方公共団体が定める方法によるテレワーク（情報通信技術を利用して行う事業場外勤務）等の時間</p> <p>ハ 正規の勤務時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間</p> <p>ニ 休憩時間</p> <p>(2) 上限時間の原則</p> <p>服務監督教育委員会は、その所管に属する学校の教育職員の在校等時間から所定の勤務時間（給特法第6条第3項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を、以下に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うこととする。</p> <p>イ 1日の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の1箇月の合計時間（以下「1箇月時間外在校等時間」という。）45時間</p> <p>ロ 1日の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の1年間の合計時間（以下「1年間時間外在校等時間」という。）360時間</p> <p>(3) 児童生徒等に係る臨時的な特別の事情がある場合の上限時間</p> <p>児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合においては、第3(2)の規定にかかわらず、教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を、以下に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うこととする。</p> <p>イ 1箇月時間外在校等時間 100時間未満</p> <p>ロ 1年間時間外在校等時間 720時間</p> <p>ハ 1年のうち1箇月時間外在校等時間が45時間を超える月数6月</p> <p>ニ 連続する2箇月、3箇月、4箇月、5箇月及び6箇月のそれぞれの期間について、各月の1箇月時間外在校等時間の1箇月当たりの平均時間80時間</p>	<p>第3 業務を行う時間の上限</p> <p>(1) 本指針における「勤務時間」の考え方</p> <p>教育職員は、社会の変化に伴い児童生徒等がますます多様化する中で、語彙、知識、概念がそれぞれ異なる一人一人の児童生徒等の発達段階に応じて、指導の内容を理解させ、考えさせ、表現させるために、言語や指導方法をその場面ごとに選択しながら、適切なコミュニケーションをとって授業の実施をはじめとした教育活動に当たることが期待されている。このような教育職員の専門性や職務の特徴を踏まえ、また、教育職員が超勤4項目以外の業務を行う時間が長時間化している実態も踏まえると、正規の勤務時間外にこうした業務を行う時間も含めて教育職員が働いている時間を適切に把握することが必要である。</p> <p>このため、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を当該教育職員の「在校等時間」とし、県教育委員会が管理すべき対象とする。</p> <p>具体的には、正規の勤務時間外において超勤4項目以外の業務を行う時間も含めて教育職員が在校している時間を基本とし、当該時間に、以下に掲げるアの時間を加え、イ及びウの時間を除いた時間を在校等時間とする。ただし、イについては、当該教育職員の申告に基づくものとする。</p> <p>ア 校外において職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間として県教育委員会が外形的に把握する時間</p> <p>イ 正規の勤務時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間</p> <p>ウ 休憩時間</p> <p>(2) 上限時間の原則</p> <p>県教育委員会は、<u>県立学校</u>の教育職員の在校等時間から所定の勤務時間（給特法第6条第3項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を、以下に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うこととする。</p> <p>ア 1日の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の1箇月の合計時間（以下「1箇月時間外在校等時間」という。）45時間</p> <p>イ 1日の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の1年間の合計時間（以下「1年間時間外在校等時間」という。）360時間</p> <p>(3) 児童生徒等に係る臨時的な特別の事情がある場合の上限時間</p> <p>児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合においては、第3(2)の規定にかかわらず、教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を、以下に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うこととする。</p> <p>ア 1箇月時間外在校等時間 100時間未満</p> <p>イ 1年間時間外在校等時間 720時間</p> <p>ウ 1年のうち1箇月時間外在校等時間が45時間を超える月数6月</p> <p>エ 連続する2箇月、3箇月、4箇月、5箇月及び6箇月のそれぞれの期間について、各月の1箇月時間外在校等時間の1箇月当たりの平均時間80時間</p>
<p>第4 服務監督教育委員会が講ずべき措置</p> <p>服務監督教育委員会は以下の措置を講ずべきものとする。</p> <p>(1) 本指針を参考にしながら、その所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針（以下「上限方針」という。）を教育委員会規則等において定めること。</p> <p>(2) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等において、タイムカードによる記録、電子計算機の使用時間の記録等の客観的な方法その他の適切な方法による勤務時間の把握が事業者の義務として明確化されたことを踏まえ、教育職員が在校している時間は、ICTの活用やタイムカード等により客観的に計測すること。また、校外において職務に従事している時間についても、できる限り客観的な方法により計測すること。また、当該計測の結果は公務災害が生じた場合等において重要な記録となることから、公文書としてその管理及び保存を適切に行うこと。</p>	<p>第4 県教育委員会が講ずべき措置</p> <p>県教育委員会は以下の措置を講ずべきものとする。</p> <p>(1) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等において、タイムカードによる記録、電子計算機の使用時間の記録等の客観的な方法その他の適切な方法による勤務時間の把握が事業者の義務として明確化されたことを踏まえ、<u>校長は、教育職員が在校している時間について、富山県出退勤管理システムの記録等により客観的に計測すること。また、校外や土日、祝日などにおいて職務に従事している時間についても、出張伺や部活動従事簿等を踏まえて、できる限り客観的な方法により日々把握すること。また、当該計測の結果は公務災害が生じた場合等において重要な記録となることから、公文書としてその管理及び保存を適切に行うこと。</u></p>

国の指針	富山県立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針の内容(案)
<p>(3) 休憩時間や休日の確保等に関する労働基準法等の規定を遵守すること。</p> <p>(4) 教育職員の健康及び福祉を確保するため、以下の事項に留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 在校等時間が一定時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施すること。 ロ 終業から始業までに一定時間以上の継続した休憩時間を確保すること。 ハ 教育職員の勤務状況及びその健康状態に応じて、健康診断を実施すること。 ニ 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを含めてその取得を促進すること。 ホ 心身の健康問題についての相談窓口を設置すること。 ヘ 必要に応じて、産業医等による助言・指導を受け、又は教育職員に産業医等による保健指導を受けさせること。 <p>(5) 上限方針を踏まえた所管に属する各学校における取組の実施状況を把握すること。また、その状況を踏まえ、在校等時間の長時間化を防ぐための業務の分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の取組を実施すること。特に、教育職員の在校等時間が上限方針で定める上限時間の範囲を超えた場合には、所管に属する各学校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行うこと。</p> <p>(6) 上限方針を定めるに当たっては、人事委員会（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の長。以下同じ。）と当該上限方針について認識を共有し、専門的な助言を求めるなど連携を図ること。また、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉を図るために講ずべき措置に関し、人事委員会の求めに応じて実施状況等について報告を行い、専門的な助言を求めるなど連携を図ること。</p> <p>(7) 上限方針の内容について、保護者及び地域住民その他の関係者の理解が得られるよう、それらの者に対して広く上限方針の周知を図ること。</p>	<p>(2) 休憩時間や休日の確保等に関する労働基準法等の規定を遵守すること。</p> <p>(3) 教育職員の健康及び福祉を確保するため、以下の事項に留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 在校等時間が一定時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施すること。 イ 終業から始業までに一定時間以上の継続した休憩時間を確保すること。 ウ 教育職員の勤務状況及びその健康状態に応じて、健康診断を実施すること。 エ 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを含めてその取得を促進すること。 オ 心身の健康問題についての相談窓口を設置すること。 カ 必要に応じて、産業医等による助言・指導を受け、又は教育職員に産業医等による保健指導を受けさせること。 <p>(4) 方針を踏まえた各県立学校における取組の実施状況を把握すること。また、その状況を踏まえ、在校等時間の長時間化を防ぐための業務の分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の取組を実施すること。特に、教育職員の在校等時間が方針で定める上限時間の範囲を超えた場合には、各県立学校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行うこと。</p> <p>(5) 方針の内容について、保護者及び地域住民その他の関係者の理解が得られるよう、それらの者に対して広く方針の周知を図ること。</p>
<p>第5 留意事項</p> <p>(1) 上限時間について</p> <p>校長等の学校の管理職及び教育職員並びに教育委員会等の関係者は、本指針及び上限方針が、教育職員が上限時間まで業務を行うことを推奨するものと解してはならず、また、学校における働き方改革の総合的な方策の一環として策定されるものであり、在校等時間の長時間化を防ぐための他の取組と併せて取り組まれるべきものであることに十分に留意しなければならない。決して、在校等時間の長時間化を防ぐための取組を講ずることなく、学校や教育職員に対し、上限時間を遵守することを求めるのみであってはならない。</p> <p>(2) 虚偽の記録等について</p> <p>教育職員の在校等時間について形式的に上限時間の範囲内とすることが目的化し、授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、実際の時間より短い虚偽の時間を記録し、又は記録させることがあってはならない。</p> <p>(3) 持ち帰り業務について</p> <p>本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であり、上限時間を遵守することのみを目的として自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避けなければならない。仮に業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進めるものとする。</p> <p>(4) 都道府県等が講ずべき措置について</p> <p>都道府県及び指定都市においては、給特法第7条第1項の規定の趣旨を踏まえ、服務監督教育委員会が定める上限方針の実効性を高めるため、条例等の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(5) 文部科学省の取組について</p> <p>文部科学省は、次に掲げる事項その他の取組を進めることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 学校における業務の縮減に取り組むとともに、学校における働き方改革を進める上で前提となる学校の指導及び事務の体制の効果的な強化及び充実を図るための教育条件の整備を進めること。 ロ 本指針や服務監督教育委員会が定める上限方針の内容について、教育関係者、保護者及び地域住民等の理解が得られるよう、それらの者に対して広く周知を図ること。 ハ 文部科学省が行う既存の調査等を活用しつつ、適宜、各都道府県及び指定都市における第5(4)の条例等の制定状況や、各服務監督教育委員会の取組の状況を把握し、公表すること。 	<p>第5 留意事項</p> <p>(1) 上限時間について</p> <p>校長等の学校の管理職及び教育職員並びに県教育委員会等の関係者は、指針及び方針が、教育職員が上限時間まで業務を行うことを推奨するものと解してはならず、また、学校における働き方改革の総合的な方策の一環として策定したものであり、在校等時間の長時間化を防ぐための他の取組と併せて取り組まれるべきものであることに十分に留意しなければならない。決して、在校等時間の長時間化を防ぐための取組を講ずることなく、学校や教育職員に対し、上限時間を遵守することを求めるのみであってはならない。</p> <p>(2) 虚偽の記録等について</p> <p>教育職員の在校等時間について形式的に上限時間の範囲内とすることが目的化し、授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、実際の時間より短い虚偽の時間を記録し、又は記録させることがあってはならない。</p> <p>(3) 持ち帰り業務について</p> <p>本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であり、上限時間を遵守することのみを目的として自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避けなければならない。仮に業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進めるものとする。</p>
<p>附則</p> <p>この告示は、令和2年4月1日から適用する。</p>	

令和2年度富山県立学校入学者選抜の合格状況等について

令和2年3月18日
県立学校課

このことについて、次のとおり報告いたします。

1 県立高等学校全日制の課程

(1) 一般入学者選抜

学校・学科数 34校82学科
 募集人数 5,544名 (推薦を含む募集定員6,662名)
 志願者数 5,928名 (志願倍率1.07倍)
 受検者数 5,872名
 合格者数 6,364名 (推薦入学合格内定者を含む)

(2) 第2次選抜

学校・学科数 19校29学科 (31年度11校17学科 30年度12校15学科)
 募集定員 298名 (31年度 158名 30年度 159名)
 志願者数 名 (志願倍率 倍)

2 県立高等学校定時制の課程

(1) 単位制前期第1次選抜

学校・学科数 5校12学科
 募集定員 約840名
 志願者数 320名
 受検者数 314名
 合格者数 266名

(2) 単位制前期第2次選抜・単位制以外第1次選抜

学校・学科数 6校15学科
 募集定員 約694名
 志願者数 名

3 県立高等学校通信制の課程

学校・学科数 1校2学科
 募集定員 約300名
 志願者数 名

4 県立特別支援学校高等部・幼稚部入学者選抜

(1) 高等部A日程

① 第1次選抜

学校数 5校
 募集定員 72名
 志願者数 38名
 受検者数 38名
 合格者数 38名

(2) 高等部B日程・幼稚部

① 第1次選抜

	高等部	高等部 (訪問教育)	幼稚部
学校数	10校	5校	3校
募集人員(定員)	約208名	若干名	若干名
志願者数	105名	0名	3名
受検者数	103名	0名	3名
合格者数	103名	0名	3名

② 第2次選抜

	高等部	幼稚部
学校数	10校	3校
募集人員(定員)	若干名	若干名
志願者数	名	名

今後の教育委員会等の日程について

- 令和2年3月27日(金) 13:00 予定
教育委員会 (教育委員会室)